

# 連生団体信用生命保険付 住宅ローン(クロスサポート)

ご夫婦のどちらかに万一のことがあった場合、  
住宅ローン残高0円。

住宅ローンも二人で借りる時代、  
二人の未来を支える安心があるといい。



本パンフレット記載内容の他にもご留意いただきたい事項がございます。当行国内本支店窓口にご用意しております「団体信用生命保険のご説明(契約概要、注意喚起情報)」の内容をご確認いただき、ご理解いただいたうえでのご契約が必要となります。



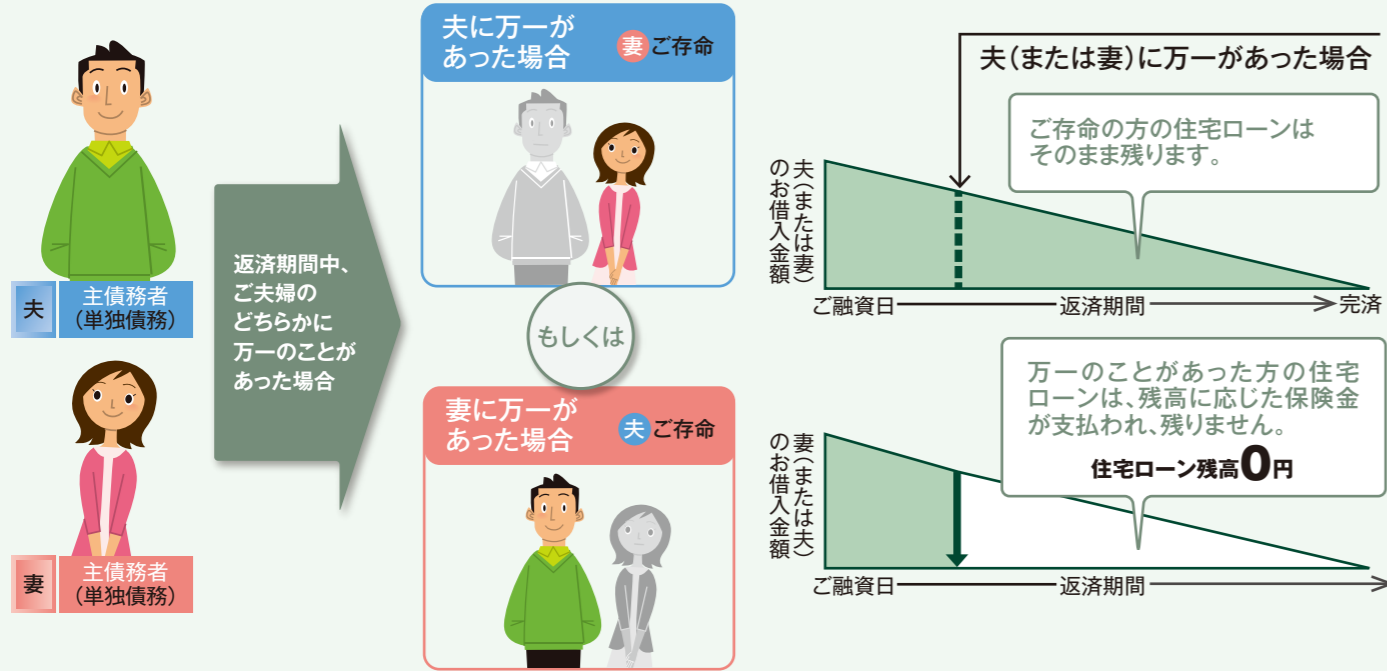
三井住友銀行

# クロスサポートなら、ご夫婦のどちらかに万一のことがあった場合でも、住宅ローン残高0円。遺されたご家族の暮らしをしっかりと支えます。

## ご夫婦での住宅ローンの借り方

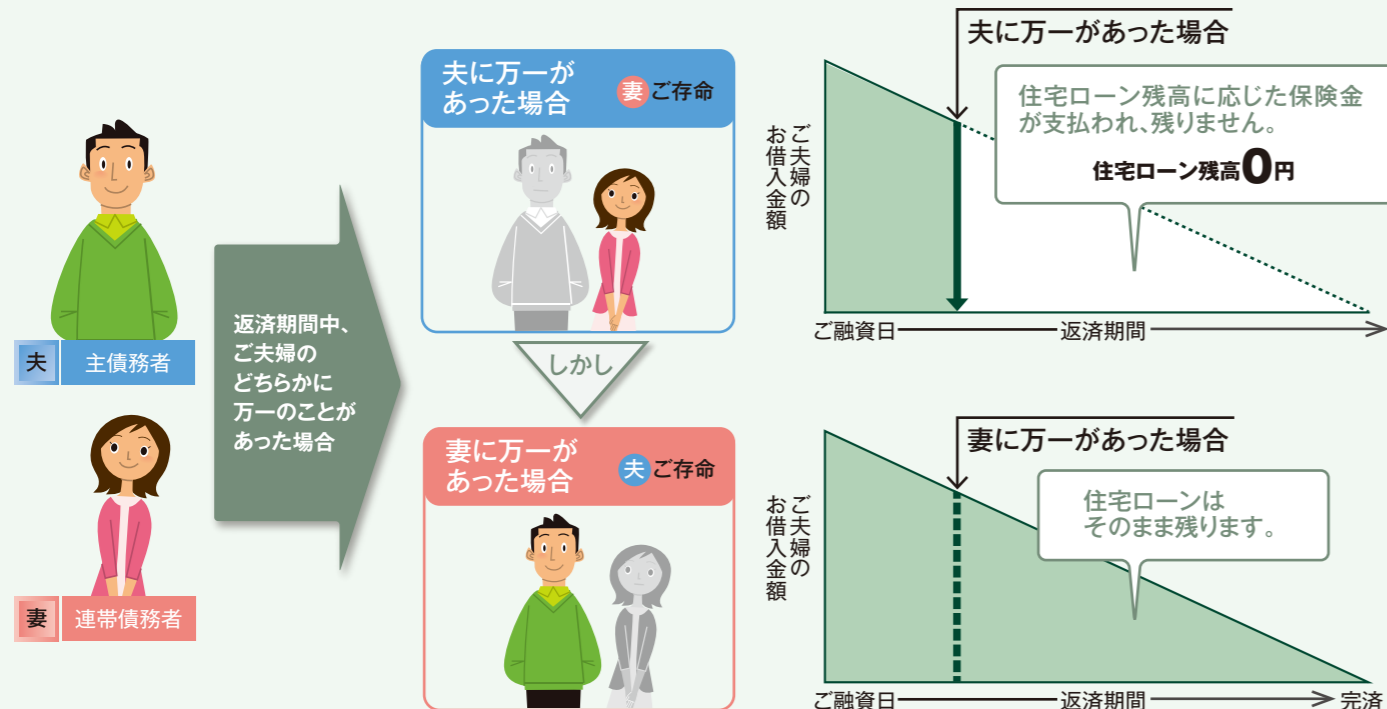
### パターン① ご夫婦それぞれで住宅ローンを借りる場合

ご夫婦のどちらかに万一のことがあった場合、その方の住宅ローンは、残高に応じた保険金が支払われ、残りません。しかし、遺された配偶者さまの住宅ローンは、そのまま残ります。



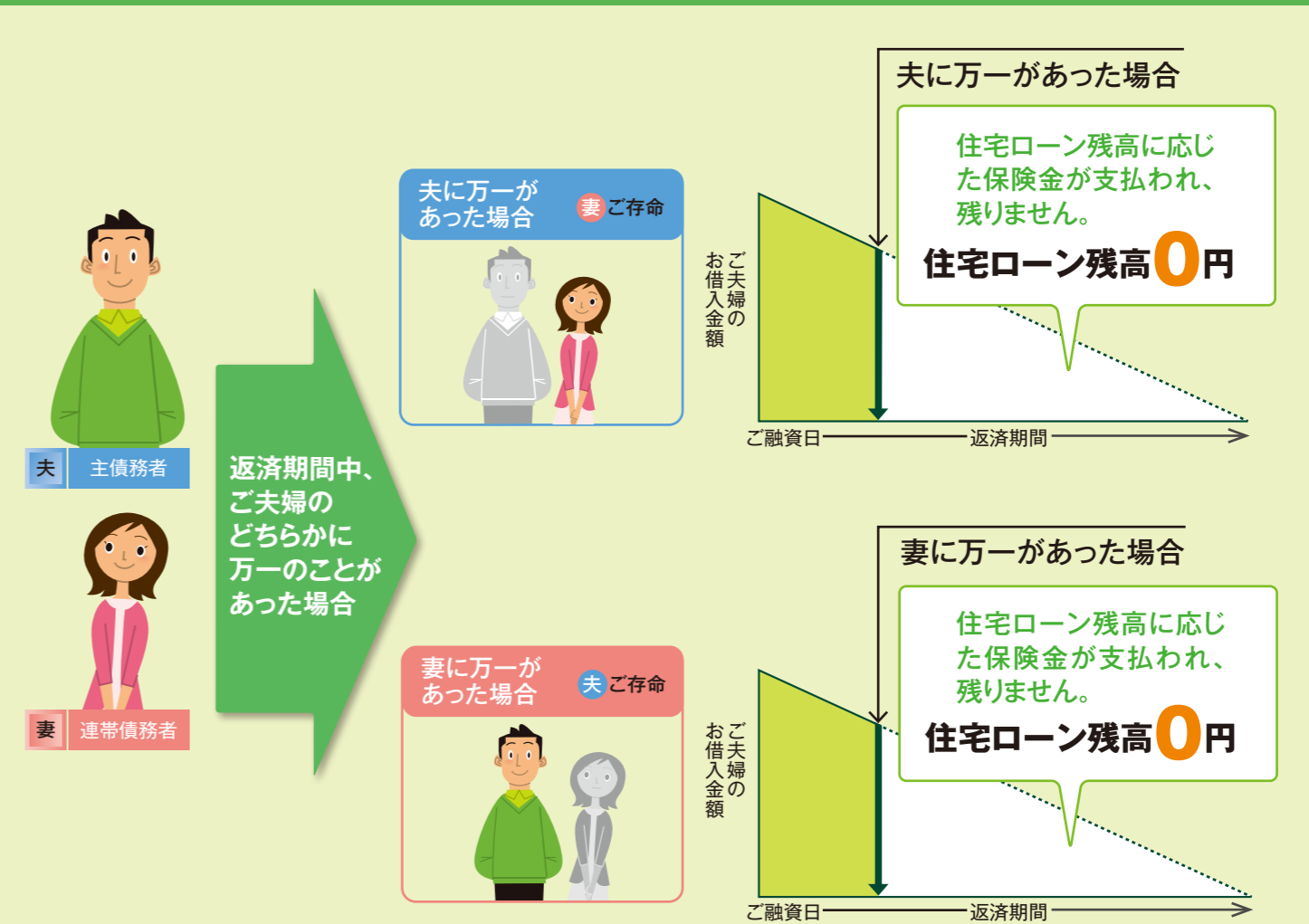
### パターン② ご夫婦で一緒に住宅ローンを借りる場合

主債務者(たとえば夫)に万一のことがあった場合、住宅ローン残高に応じた保険金が支払われ、残りません。しかし、連帯債務者(たとえば妻)に万一のことがあった場合には、住宅ローンはそのまま残ります。



## クロスサポートにご契約いただくと...

ご夫婦のどちらかに万一のことがあった場合でも、ご夫婦の債務である住宅ローンの残高に応じた保険金が支払われ、住宅ローンは残りません。



### 【適用利率】

クロスサポート をご契約の場合

通常の住宅ローン金利 + 年0.18%

たとえば、クロスサポートで2,000万円を20年でお借入の場合、追加負担額は約1,800円/月額となります。(1日あたり、約60円)

※お借入金額や期間、ご融資利率等お借入条件が異なる場合、追加負担額も変動いたします。

### 【試算前提】

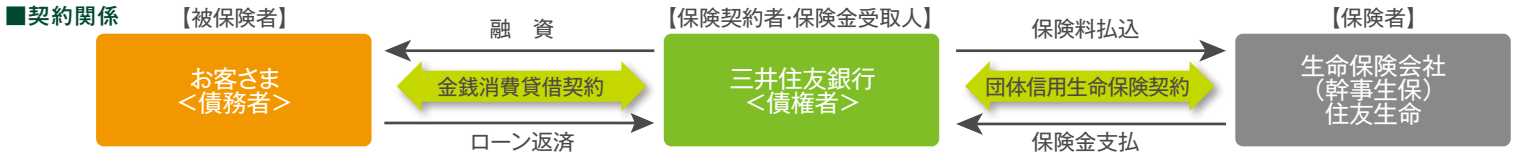
通常の住宅ローン:年2.00%  
連生団体信用生命保険付住宅ローン(クロスサポート):年2.18%いずれも「三井住友住宅ローン」元利均等返済・毎月返済のみ、超長期固定金利型(保証料外枠方式)、繰上返済なしとして試算。

### ◆毎月の返済額(概算)

通常の住宅ローン:約101,180円  
連生団体信用生命保険付住宅ローン(クロスサポート):約102,900円

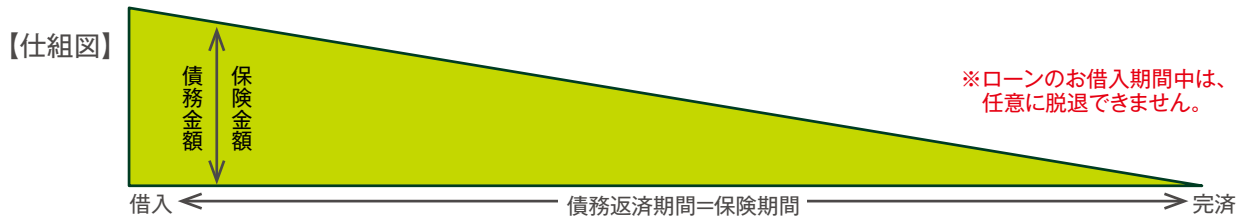
■商品概要 [正式名称: 連生団体信用生命保険付住宅ローン (クロスサポート)]

対象となる住宅ローン	「三井住友住宅ローン」・「住み替えローン」・「借り換えローン」・「ネットdeホーム」・「定借住宅ローン」・「WEB申込専用住宅ローン」
お申込金額	100万円以上1億円以内(10万円きざみ)(定借住宅ローンの場合、200万円以上5,000万円以内(10万円きざみ))
ご融資利率	上記対象商品のご融資利率に対し、十年0.18% ※各種金利プランもあわせてご利用いただけますが、その場合も上記金利を上乗せさせていただきます。
保障開始日	「引受保険会社が承諾した日」または、お客さまが「ご融資を受けられた日」のいずれか遅い日
引受保険会社	住友生命保険相互会社を幹事会社とする生命保険契約です。他の生命保険会社との共同取扱契約となりますが、幹事会社である住友生命保険相互会社が他の引受保険会社からの委任を受け、事務を行います。



■しくみ

保険金額は債務金額に応じて定まり、債務の返済に応じて変動(通減)いたします。  
 保険金の受取人は保険契約者(三井住友銀行)です。支払われた保険金は、全額債務の返済に充当いたします。  
 保険金額には、保険金のお支払い事由が発生した日の直前の約定返済日時時点の債務元本と、その日から保険金が支払われる日まで(ただし6ヵ月限度)における所定の利息が含まれます。



■ご注意ください

保険金が支払われる場合	被保険者が以下のいずれかに該当した場合、保険金がお支払いされます。くわしくは「団体信用生命保険のご説明(契約概要、注意喚起情報)」をご覧ください。 ①保険期間中に死亡されたとき ②保障開始日以後に生じた障害または疾病が原因で、所定の高度障害状態になられたとき
保険金が支払われない場合	被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険金はお支払いされません。 ・「申込書兼告知書」で事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除されたとき ・保障開始日から1年以内に自殺されたとき ・戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき ・保険契約者または保険金受取人の故意により死亡されたとき ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意により高度障害状態になられたとき ・連生団体信用生命保険の被保険者のうち、いずれかの被保険者の故意により、他の被保険者が死亡または高度障害状態になられたとき ・保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になられたとき ・保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとなったとき ・保険契約者または被保険者に保険金を不法に取得しよう(他人に取得させよう)とする目的があったとして、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効となったとき ・保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取る目的で事故招致をした場合や、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき ・定められた加入資格がなく、この保険契約のその被保険者についての部分が無効となったとき ・当該債務を完済されたとき
免除された金額への課税	連生団体信用生命保険の保険金により、ローンの免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。くわしくは、税務署へお問い合わせください。

■その他注意事項

- お借入期間中、任意に脱退いただくことはできません。
- ローンのお申込に際しては、当行および当行指定の保証会社の審査がございます。審査の結果によっては、お申込をお断りすることがございますのでご了承ください。
- ご融資対象物件の所在地等によっては、住宅ローンのお取扱ができない場合がございます。
- 「三井住友住宅ローン」・「住み替えローン」・「借り換えローン」等のお申込にあたっての条件やご返済の試算、手数料等、くわしくは当行国内本支店窓口または下記のフリーダイヤルにてご確認ください。また、商品説明書をご用意しておりますのでご覧ください。

■対象となる住宅ローンについて

○ご融資期間:1年以上35年以内(1ヵ月きざみ)※お使いみちが住宅ローンのお借り換えの場合は、左記に加え、現在お借入中の住宅ローンの経過期間と通算で35年以内。○ご融資対象物件に、当行指定の保証会社を抵当権者とする抵当権を設定していただきます。○所定の保証料(例:ご融資金額1,000万円、ご融資期間25年、元利均等返済、保証料外枠方式の場合、172,540~690,180円(消費税非課税))が必要です。また保証料内枠方式の場合には、ご融資時に一括での保証料の支払は不要ですが、保証料外枠方式に比べご融資利率が高くなります。○保証会社手数料32,400円(「住み替えローン」の場合は54,000円。ともに消費税込)が必要な場合があります。○所定の手数料(例:固定金利特約型をご利用の場合、固定金利特約手数料として、超長期固定金利型をご利用の場合、固定金利手数料としてそれぞれ10,800円(消費税込))が必要な場合があります。○1.変動金利型から固定金利特約型への変更、2.固定金利特約期間終了後の固定金利特約型の再設定、3.一部繰上返済、4.全額繰上返済、5.その他のお借入条件の変更等は、別途所定の手数料が必要となります。○固定金利特約型・超長期固定金利型のご利用期間中は金利の変動はなく、また他の金利種類への変更はできません。くわしくは当行国内本支店窓口またはホームページにてご確認ください。

住宅ローンのお問い合わせ・ご相談はお気軽に。

電話で ☎ **0120-56-3143** 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。  
 ダイヤルの後に、サービス番号③(三)を入力後、③(三)をお選びください。  
 平日・土・日・祝日 9:00~21:00(1月1日~3日と5月3日~5日を除く)  
 海外からの通話等、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は右記にお問い合わせください。(通話料有料) 東京:03-5745-5051 大阪:06-6258-0012

ネットで 🌐 住宅ローンをもっと知りたい方は **www.smbc.co.jp**